

# 第 3 部

## 資 料

## 1 寿都町総合振興計画策定経過

歴 年	日 程	作 業 内 容
平成 20 年 (2008 年)	3 月 26 日	・ 第 1 回寿都町総合振興計画策定委員会
	10 月 8 日	・ 第 7 次寿都町総合振興計画住民アンケート実施 (10/8 ~ 17) 性別、年齢、地区ごとに無作為抽出 700 人、回収率 98.6%
	12 月 8 日	・ まちづくり懇談会で第 7 次寿都町総合振興計画住民アンケート概要説明
平成 21 年 (2009 年)	1 月 1 日	・ 町広報 1 月号で第 7 次寿都町総合振興計画住民アンケート概要周知
	3 月 25 日	・ 第 1 回寿都町総合振興計画策定審議会 (諮問)
	7 月 28 日	・ 第 7 次寿都町総合振興計画策定にあたっての町長インタビュー
	8 月 5 日	・ 産業団体等とのまちづくり懇談会 寿都町漁業協同組合青年部、寿都水産加工業協同組合青年部
	8 月 7 日	・ 産業団体等とのまちづくり懇談会 寿都商工会青年部、寿都町観光協会、寿都建設協会
	8 月 27 日	・ 産業団体等とのまちづくり懇談会 寿都町漁業協同組合、寿都水産加工業協同組合、寿都商工会、寿都町観光協会、寿都建設協会
	9 月 17 日	・ 産業団体等とのまちづくり懇談会 寿都町漁業協同組合、寿都水産加工業協同組合、寿都商工会、寿都町観光協会、寿都建設協会
	9 月 18 日	・ 第 2 回寿都町総合振興計画策定委員会
	9 月 30 日	・ 女性の視点から見た「ふるさと寿都・まちづくりチェックの集い」 寿都町女性会、寿都商工会女性部、寿都町 PTA 連合会、寿都町保健推進員協議会、寿都町食生活改善推進協議会、風の子サークル、世界の友と手を結ぶ寿都の会
	10 月 1 日	・ 第 3 回寿都町総合振興計画策定委員会
	10 月 7 日	・ 第 2 回寿都町総合振興計画策定審議会
	12 月 8 日	・ 第 4 回寿都町総合振興計画策定委員会
	12 月 16 日	・ 第 3 回寿都町総合振興計画策定審議会
平成 22 年 (2010 年)	1 月 29 日	・ 総合振興計画審議会正副会長会議
	1 月 29 日	・ 町長へ審議会答申
	3 月 9 日	・ 平成 22 年第 1 回定例会において「第 7 次寿都町総合振興計画基本構想について」議決

## 2 寿都町総合振興計画策定審議会委員名簿

	役職	氏名	住所
1	会長	南波 宏治	字渡島町
2	副会長	大岩 實	字大磯町
3	委員	岩澤 鶴人	字政泊町山中
4		一戸 勝	字矢追町
5		高橋 康子	字矢追町
6		本田 英人	字矢追町
7		金盛 剛	字矢追町
8		青木 廣志	字大磯町
9		大崎 一廣	字大磯町
10		大谷 紀雄	字大磯町
11		寺門 隆次	字大磯町
12		本田 清吾	字大磯町
13		小坂 良司	字大磯町
14		佐藤 隆一	字新栄町
15		野上 孝子	字新栄町
16		熊坂 智子	字新栄町
17		川内 紀秀	字渡島町
18		斉藤 清子	字渡島町
19		前野 ひな子	字開進町
20		村川 千賀	字開進町
21		古畑 シゲ子	字開進町
22		沢村 敏子	字六条町
23		金子 光子	字樽岸町樽岸
24		石本 輝雄	字樽岸町樽岸
25		田中 直	字湯別町下湯別
26		成田 正俊	字湯別町下湯別
27		坂井 信	字歌棄町歌棄
28		千葉 哲夫	字歌棄町歌棄
29		亀谷 仁志	字歌棄町歌棄
30		佐藤 誠	字歌棄町美谷
31		敦賀 正之	字歌棄町美谷
32		槌谷 和幸	字磯谷町鮫取澗
33		三原 健二	字磯谷町横澗
34		高橋 政晴	字磯谷町島古丹
35		斉藤 哲夫	字磯谷町能津登

平成22年1月29日答申時

## 3 計画に関する諮問・答申

寿企画号  
平成21年3月25日

寿都町総合振興計画策定審議会々長 南波宏治様

寿都町長 片岡春雄

第7次寿都町総合振興計画について（諮問）

寿都町総合振興計画審議会設置条例第2条の規定に基づき、寿都町の発展と福祉向上を図るため、第7次寿都町総合振興計画の策定にあたり、その基本的な構想と計画について諮問いたします。

平成22年1月29日

寿都町長 片岡春雄様

寿都町総合振興計画策定審議会  
会長 南波宏治

第7次寿都町総合振興計画について（答申）

平成21年3月25日、本審議会に諮問されました、第7次寿都町総合振興計画の策定にあたり、今後の新しい寿都町に向けて、その指針となる基本構想及び基本計画について慎重に審議した結果、別冊のとおり答申いたします。

なお、計画の推進に当たっては、行政と住民が一体となった行政運営を基本としながら、戦略的な施策の展開を図ることとし、本計画が示す寿都町の将来像実現に向けて最善の努力が払われるよう切望いたします。

## 4 寿都町総合振興計画策定審議会設置条例

(平成10年12月21日条例第13号)

(設置)

第1条 寿都町の総合振興計画（以下「総合計画」という。）の策定について審議するため、寿都町総合振興計画策定審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、総合計画について審議し、又は意見を具申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員35名以内をもつて組織する。

2 委員は、公共的団体の役職員及び住民のうちから町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員は、当該諮問にかかる審議が終了するまで在任するものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1名を置き、委員が互選する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 審議会に、委員で構成する専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもつて組織する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから互選する。

4 部会長は、部会を代表し、部会を総理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 部会の会議は、前条の規定を準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画課において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年12月19日条例第38号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成16年1月1日から施行する。

## 5 寿都町総合振興計画策定委員会委員名簿

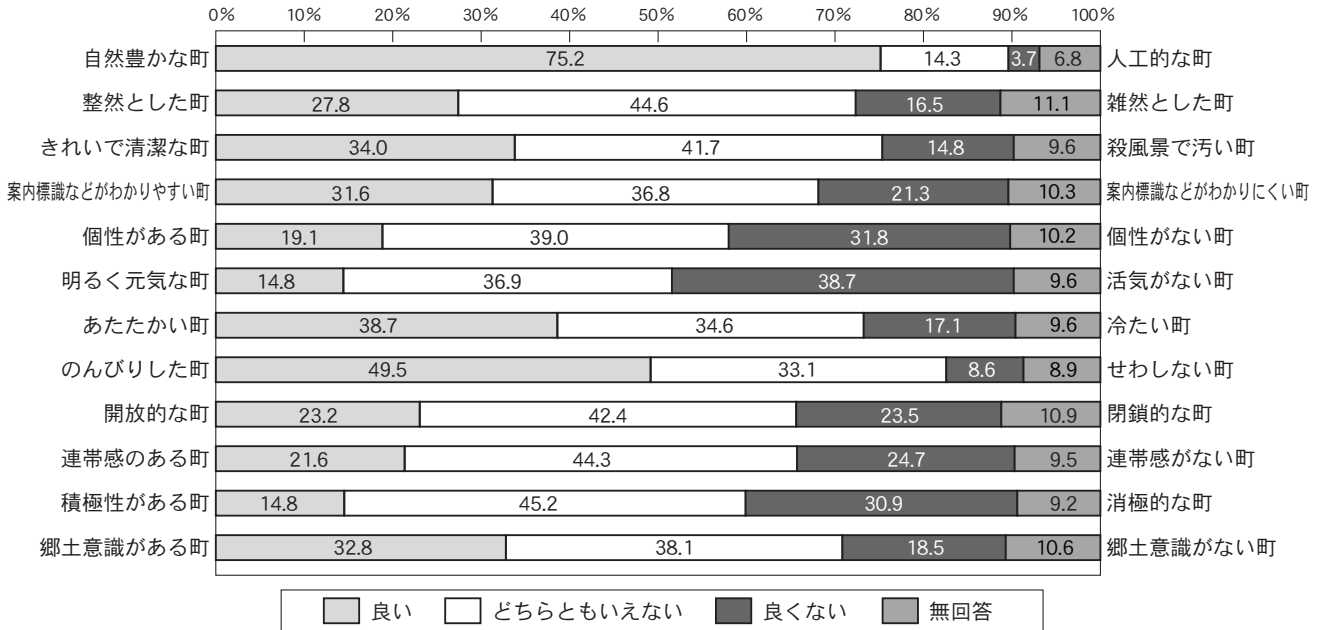
	役 職	職 名	氏 名
1	委員長	副町長	東 野 伸 広
2	副委員長	教育長	早 瀬 良 樹
3	委 員	出納課長	梶 雅 之
4		議会事務局長	宮 川 芳 幸
5		総務課長	長 尾 清 寿
6		財政課長	阿 部 潜
7		財政課主幹	成 田 幸 隆
8		町民課長	有 田 千 尋
9		町民課主幹	斉 藤 健 一
10		町民課主幹	西 弘 美
11		施設課長	堀 幸 徳
12		施設課主幹	輪 島 雅 治
13		産業振興課長	瀧 山 修 市
14		産業振興課主幹	森 本 昌 和
15		教育委員会次長	河 辺 寿 美
16		給食センター長	斉 藤 美 嗣
17		教育委員会主幹	川 口 一 雄
18		寿都町立寿都診療所事務長	高 野 芳 弘
19		寿都保育園園長	山 川 英 俊
20		消防寿都支署支署長	瓜 生 均
21	事務局長	企画課長	田 中 司

平成22年3月31日現在

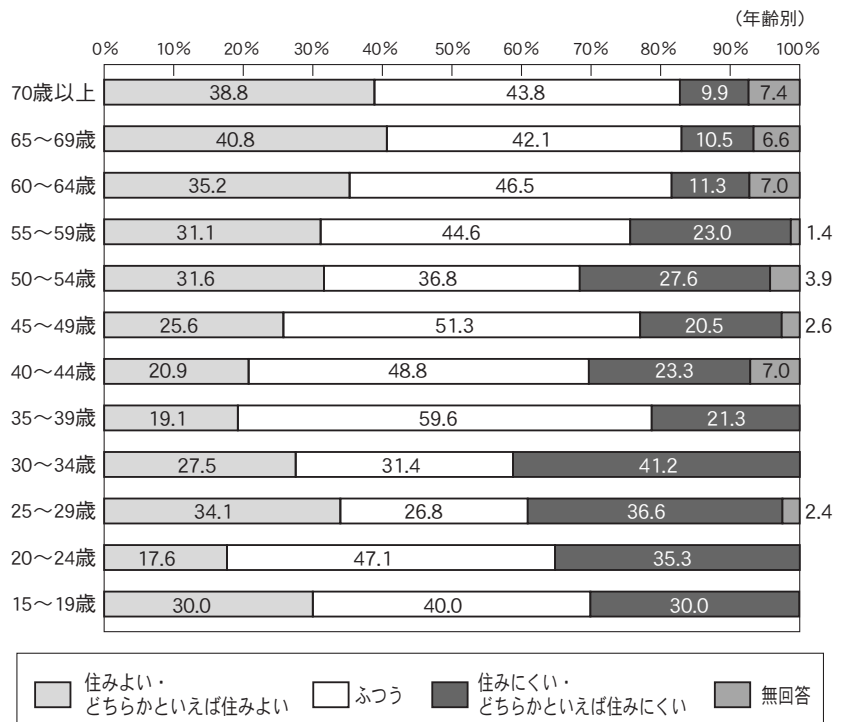
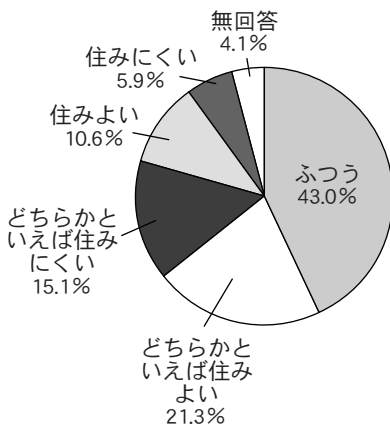
## 6 まちづくりアンケート結果概要

このアンケートは、平成20年10月に、寿都町に住む18歳以上の住民から無作為に抽出した700名を対象に行いました。(回答率98.1%)

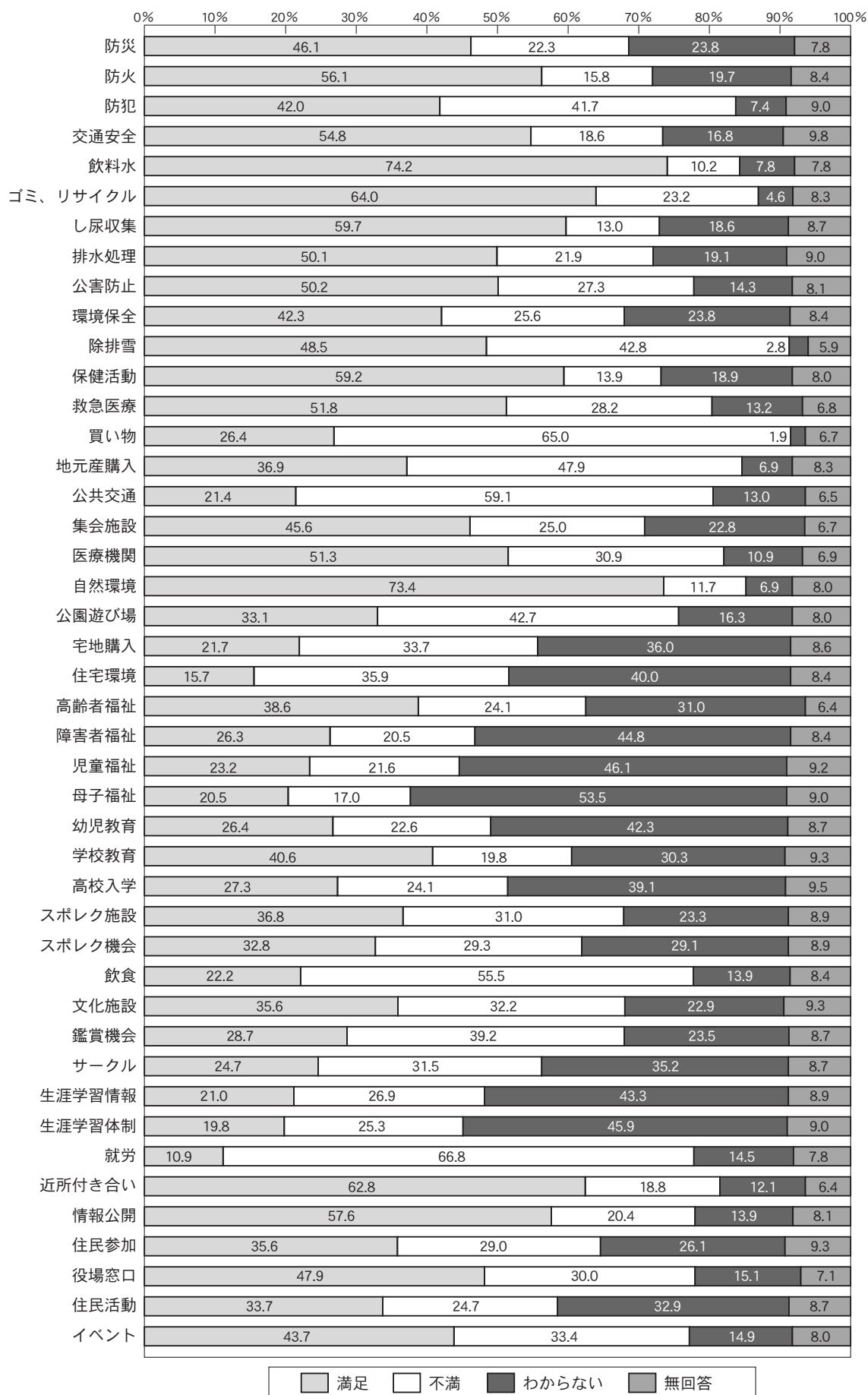
### 問 あなたは、寿都町について、どんなイメージをお持ちですか？



### 問 あなたは、寿都町が住みよい町だと思いますか？

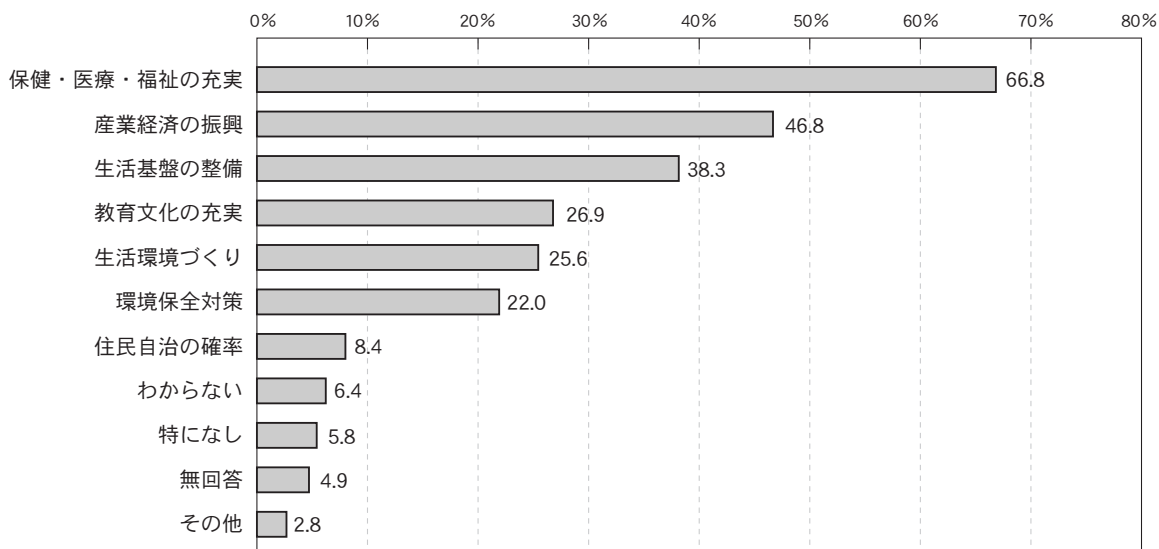


問 あなたは、日常の生活のいろいろな面について、どの程度満足していますか。

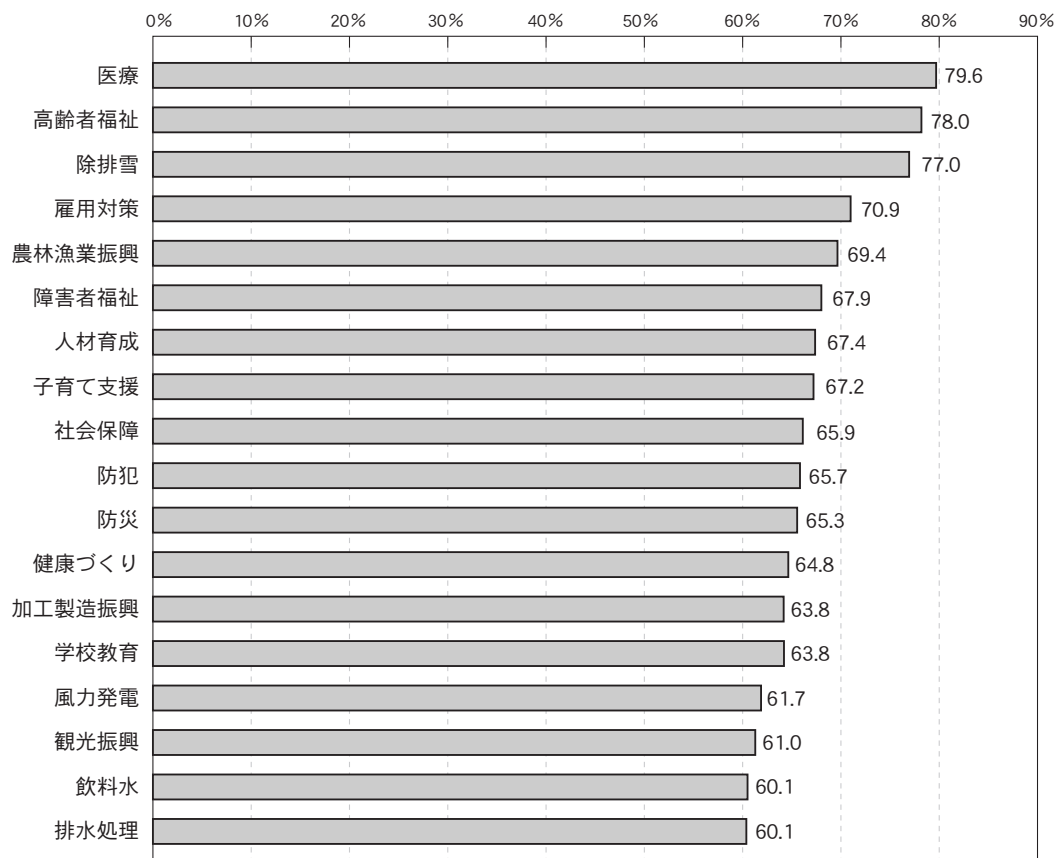




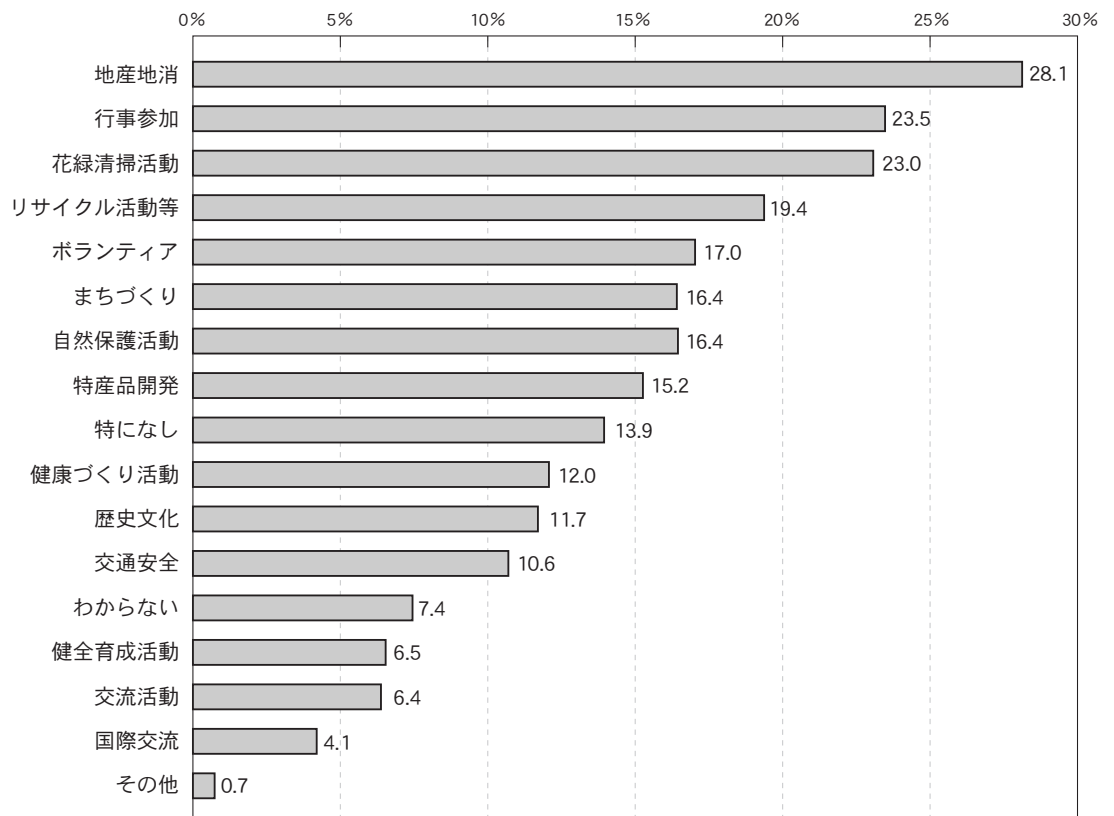
問 あなたは、まちづくりの各分野のうち、今後、特にどの分野に力をいれるべきだと思いますか。



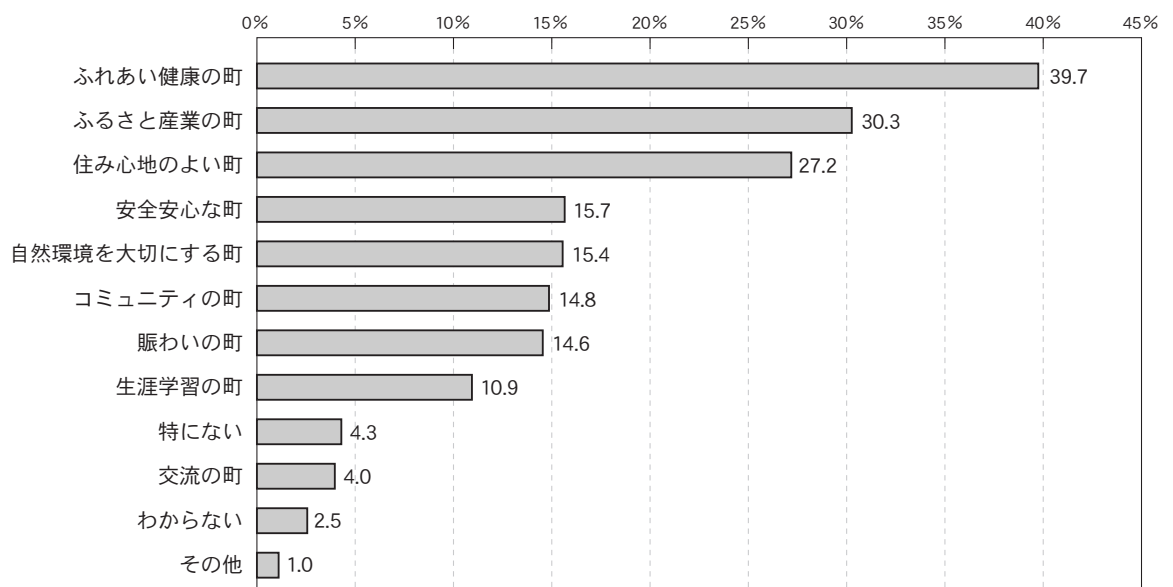
問 あなたは、今後、町がどのような施策を優先して取り組んでいった方が良いと思いますか。  
(回答率 60%以上)



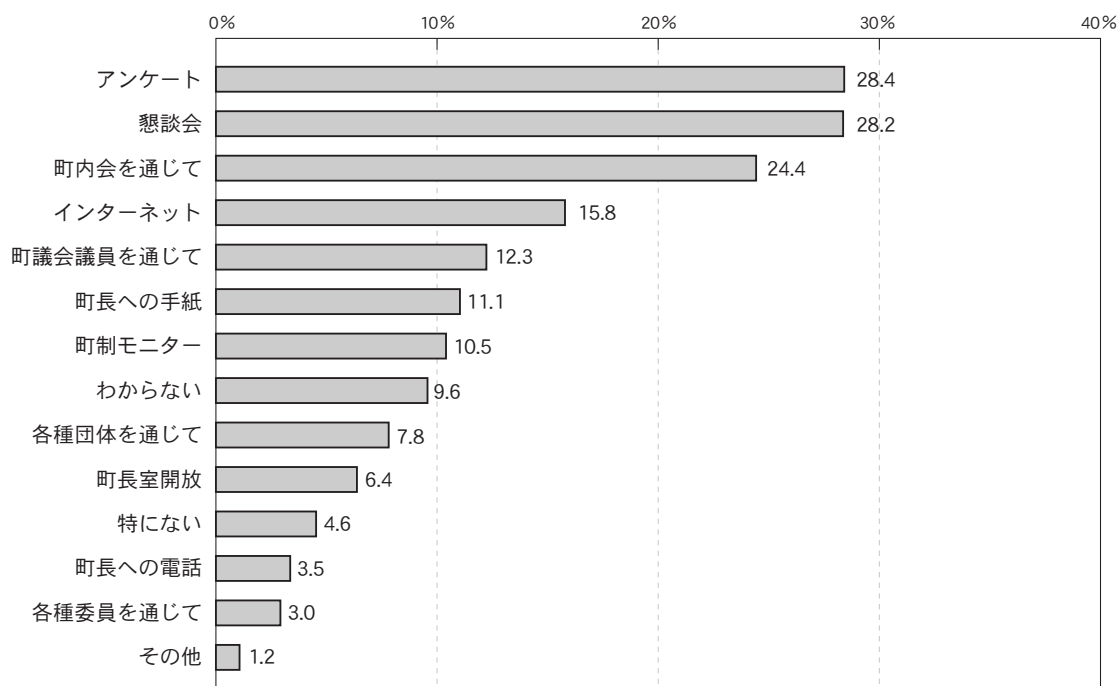
問 まちづくりに向けて、今後、あなたが参加したい活動はどれですか？



問 あなたは、将来の寿都町がどんな町であってほしいですか。



問 町政やまちづくりに、町民の声を届ける方法として、あなたはどのような方法がよいですか。



## 7 用語解説

### 【ア 行】

- ・インターネット (P5)  
全世界のネットワークを相互に接続した世界規模のコンピュータネットワーク。
- ・エコライフ (P4)  
地球環境保護のためライフスタイルを変えることを目的とした生き方。
- ・NPO 法人 (P46)  
特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、設立された法人。
- ・温室効果ガス (P4)  
大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称。

### 【カ 行】

- ・家電リサイクル法 (P53)  
家庭用電化製品のリサイクルを行い廃棄物を減らし、資源の有効利用を推進するための法律。
- ・京都議定書 (P4)  
正式名称は、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書。
- ・グリーンツーリズム (P41)  
広義には「都市と農村の交流」のこと、実際には農場で休暇を過ごすこと。漁村に滞在する場合は、「ブルーツーリズム」と呼ばれる。
- ・グローバル化 (P1)  
社会的あるいは経済的な連関が、旧来の国家や地域などの境界を越えて、地球規模に拡大して様々な変化を惹き起こす現象。
- ・限界集落 (P4)  
著しい高齢化や人口減などにより、集落の自治など、共同体としての機能が急速に衰えてしまい、やがて消滅に向かうとされている集落。
- ・耕作放棄地 (P41)  
規模縮小や離農が進み、手入れされなくなった農地。
- ・高度情報化(社会) (P1)  
情報が物質やエネルギーに匹敵する価値を持つ資源となり、社会・経済が発展していく社会。
- ・コーホート要因法 (P27)  
コーホート(共通した因子を持ち、観察対象となる集団)を分析し、統計的に人口などをとらえる方法。

- ・ **コミュニティバス** (P49)

自治体が住民の移動手段を確保するために運行する路線バス。

## 【サ 行】

- ・ **J-ALERT** (P55)

通信衛星と市町村同報系防災行政無線を利用し、緊急情報を住民へ瞬時に伝達するシステム。

- ・ **資源循環型社会** (P4)

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

- ・ **食育** (P43)

様々な経験を通じ「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

- ・ **人口減少社会** (P1)

少子化と高齢化の同時進行により、出生する数が少なくなり、死亡する高齢者が多くなることにより、継続的に人口減となる社会。

- ・ **スローフード運動** (P43)

その土地の伝統的な食文化や食材を見直す運動、または、その食品自体。

- ・ **スローライフ** (P4)

生活様式に関する思想の一つで、地産地消や歩行型社会を目指す生活様式を指す。

## 【タ 行】

- ・ **地域コミュニティ** (P35)

同じ地域に居住して利害を共にし、深く結びついている社会のこと。

- ・ **地産地消** (P4)

地域生産地域消費の略語で、地域で生産された農産物や水産物をその地域で消費すること。

- ・ **地方分権一括法** (P1)

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の通称。

- ・ **超高齢社会** (P4)

高齢化率が20%を超えた社会。

- ・ **電子自治体** (P32)

IT（情報技術）を導入することで日常業務の効率化を行ったり、住民に向けた行政サービスの利便性を高めたりする県庁や市役所、町村役場などのこと。

- ・ **ドクターヘリ** (P33)

医師がヘリコプターで患者の元へ向かう救急搬送システム。

## 【ナ 行】

## ・二地域居住 (P48)

都会に暮らす人が、週末や一年のうちの一定期間を農山漁村で暮らす生活様式。

## ・ノーマライゼーション (P35)

障がい者と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。またそれに向けた運動や施策。

## 【ハ 行】

## ・バリアフリー (P35)

障がい者を含む高齢者等の社会生活弱者が社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障害を取り除いた状態。

## ・ブロードバンド (P50)

通信速度が高速なインターネット接続サービス。

## 【マ 行】

## ・木育 (P52)

木を子どもの頃から身近に使っていくことを通じて、人と、木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育てるという考え。

## 【ヤ 行】

## ・ユニバーサルフリー (P16)

年齢や障害の度合いにかかわらず、できる限りすべての人が利用できるように工夫されたものであり、障がい者と健常者との間の「壁」を取り除くバリアフリーよりも広い意味で使われ、子供からお年寄りまで、健常者も障がい者も関係なく誰もが利用できること。

## ・容器包装リサイクル法 (P53)

容器包装廃棄物の排出抑制、分別収集、リサイクル等に関する法律。

## 【ラ 行】

## ・レセプト点検 (P34)

個人情報、健康保険加入情報、医療機関名などが記載されており、被保険者毎に医療機関が月単位で作成する。不正請求などを防止するため、行政機関が必ず点検することになっている。

## ・ローリング方式 (P2)

長期計画を実施する際、一定期間ごとに計画を見直すことにより、その時にあった最良の方法を選択する方法。